

〈障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ〉

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 を開催します！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催します。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆メリット：講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識、一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ◆内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、（予定）「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆受講対象：原則、静岡県内の事業所の方



オンライン講座

講座時間：120分程度《講義90分(静岡障害者職業センター講義含む)質疑応答30分程度》を予定

参加方法：Zoom使用 **要予約**
(開催前に視聴案内をメールします。当日までにメールが届かない場合はご連絡ください)

申込方法：下記二次元コードの専用申込みフォームからお申し込みください。

2026
1回目 **7/8** 水
9:45~11:45

申込み期限：6/29(月)

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou22/yousei260708>



2026
2回目 **7/13** 月
9:45~11:45

申込み期限：7/2(木)

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou22/yousei260713>



※1回目と2回目は同様の内容になります。

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、静岡労働局職業安定部職業対策課（Tel054-271-9970）へお問い合わせください



静岡労働局・ハローワーク

事業所への
出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。
また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、
相談できます。

※詳しくは管轄のハローワークへお問い合わせください。
(下記参照)



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（出前講座）お問い合わせ先

ハローワーク (公共職業安定所)	電話番号	部門コード	住所
ハローワーク下田	0558-22-0288		下田市4-5-26
ハローワーク三島	055-980-1300	43#	三島市文教町1-3-112 (三島労働総合庁舎1階)
ハローワーク沼津	055-931-0145	44#	沼津市市場町9-1 (沼津合同庁舎1階)
ハローワーク富士	0545-51-2151	32#	富士市南町1-4
ハローワーク富士宮	0544-26-3128		富士宮市神田川町14-3
ハローワーク清水	054-351-8609	42#	静岡市清水区松原町2-15 (清水合同庁舎1階)
ハローワーク静岡	054-238-8609	43#	静岡市駿河区西島235-1
ハローワーク焼津	054-628-5155	31#	焼津市駅北1-6-22
ハローワーク島田	0547-36-8609		島田市本通1丁目4677-4 (島田労働総合庁舎1階)
ハローワーク掛川	0537-22-4185		掛川市駅前4-4 SKしんきんプラザ2階
ハローワーク磐田	0538-32-6181	41#	磐田市見付3599-6 (磐田地方合同庁舎1階)
ハローワーク浜松 浅田庁舎	053-541-8609	44#	浜松市中央区浅田町50-2

e-ラーニング版を公開しています！

しごとサポーターe-ラーニング

検索



「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。